

電気事業法施行規則 新旧案（特定卸供給事業関係抜粋）

改正後	改正前 など
<p>(定義)</p> <p>第一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 「特定抑制依頼」とは、充実した情報管理体制を維持しつつ、使用を抑制すべき日時及び<u>その電気の量</u>その他必要な事項を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>又は登録特定送配電事業者（以下この号において「特定抑制対象事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、特定抑制対象事業者等の供給する電気の使用を抑制することを依頼することをいう。</p> <p>(削る)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 「特定抑制依頼」とは、充実した情報管理体制を維持しつつ、使用を抑制すべき日時及び<u>電気の量</u>その他必要な事項を定めて、小売電気事業者、<u>一般送配電事業者又は登録特定送配電事業者</u>（以下この条において「特定抑制対象事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、特定抑制対象事業者等の供給する電気の使用を抑制することを<u>依頼することをいう。</u></p> <p><u>(特定卸供給の要件)</u></p> <p><u>第三条の二 法第二条第一項第七号ロの経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</u></p> <p><u>一 特定抑制依頼（一キロワットを超える電気を抑制しようとするものに限る。）によって得られた百キロワットを超える電気を供給しようとするものであること。</u></p> <p><u>二 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な電気を特定抑制依頼により確保する見込みがあること。</u></p> <p><u>三 電気を供給する期間が一定期間以上であること。</u></p>

第三条の二 [略]

(電気の集約の方法)

第三条の四の二 法第二条第一項第十五号の二の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して電子情報処理組織等を使用して発電又は放電を指示する方法
- 二 電子情報処理組織等を使用した特定抑制依頼による方法

(特定卸供給事業に係る供給能力の要件)

第三条の四の三 法第二条第一項第十五号の三の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給を行う者が供給能力を有する者（発電事業者を除く。）（以下この節において「他の者」という。）から集約する電力が千キロワットを超えることが見込まれることとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ、各号に掲げる値が千キロワットを超えることが見込まれることとする。

- 一 小売電気事業の登録を受け、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気のみを供給する場合 他者から集約する電力の値から様式第一の最大需要電力の見込み（最大需要電力の見込みに変更があった場合には、様式第一の四の最大需要電力の見込み。）（以下この節において「直近需要電力値」とい

第三条の二の二 [略]

(新設)

(新設)

う。)を除いた値

二 発電事業の届出をし、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気のみを供給する場合 他<sub>二</sub>の者から集約する電力の値から自己の消費及び発電のために使用する電力の値を除いた値

三 小売電気事業の登録を受け、発電事業の届出をし、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気のみを供給する場合 他<sub>二</sub>の者から集約する電力の値から直近需要電力値並びに自己の消費及び発電のために使用する電力の値を除いた値

## 第五節の二 特定卸供給事業

(特定卸供給事業の届出)

第四十五条の二十一の二 法第二十七の三十第一項の規定による特定卸供給事業の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の二の特定卸供給事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の三十第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 二 特定卸供給事業を行う地域

3 法第二十七条の三十第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 電気の集約の方法に関するもの
- 二 供給能力の確保に関するもの

(新設)

(特定送配電事業の届出) ※参考※

第四十五条の二 法第二十七条の十三第一項の規定による特定送配電事業の届出をしようとする者は、様式第三十一の四の特定送配電事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 二 送電用及び配電用の電気工作物のこう長及び送電容量
- 三 小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方及びその内容

三 一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

四 届出者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

(変更の届出)

第四十五条の二十一の三 法第二十七条の三十第七項の規定による同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の

3 法第二十七条の十三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 特定送配電事業の用に供する電気工作物の概要(配電用のものを除く。)及び供給地点の位置を明示した地形図並びに供給地点を記載した図面
- 二 送電関係一覧図
- 三 特定送配電事業の用に供する変電所又は発電所の主要設備の配置図
- 四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に属する供給地点ごとの需要に応ずる電力及び電力量を記載した書類
- 五 小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方との契約書の写し
- 六 届出者が法人である場合にあっては、当該届出者の定款及び登記事項証明書
- 七 届出者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款
- 八 届出者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

(供給地点の変更の届出) ※参考※

第四十五条の三 法第二十七条の十三第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の

届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、様式第三十一の二十一の三の特定卸供給事業変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の三十第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 電気の集約の方法に関するもの

三 供給能力の確保に関するもの

四 一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

二十日前までに、様式第三十一の五の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面

三 供給地点を増加する場合にあっては、送電関係一覧図

四 増加する供給地点において小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方との契約書の写し

(電気工作物の変更の届出) ※参考※

第四十五条の四 法第二十七条の十三第七項の規定による特定送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の六の電気工作物変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの(電気工作物の廃止の場合にあっては、第一号の書類に限る。)とする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更工事の概要の説明書

(軽微な変更)

第四十五条の二十一の四 法第二十七条の三十第八項において読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 変更後の他の者から集約することが見込まれる電力の合計値が、第四十五条の二十一の二第三項第二号に規定する書類に記載されている他の者から集約することが見込まれる電力の値の二分の一を下回る変更

二 供給の相手方の追加に係る変更（供給の相手方の電気事業の種類を追加する場合に限る。）

三 電気の集約方法の変更

四 電気の集約を行うために新たな電子情報処理組織を追加する変更

五 電気の集約を行うために使用する電子情報処理組織の主たる機能の変更

(氏名等の変更の届出)

第四十五条の二十一の五 法第二十七条の三十第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲

三 変更に係る電気工作物の概要を明示した地形図

四 変更が変電所又は発電所に係る場合にあっては、その変電所又は発電所の主要設備の配置図

五 送電関係一覧図

(軽微な変更) ※参考※

第四十五条の五 法第二十七条の十三第八項の規定により読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、配電用の電気工作物に係るものであって、次に掲げるものとする。

一 配電用の電気工作物を介して電気の供給が行われていない場所において、既に届け出られた配電用の電気工作物の増設により特定送配電気事業としての電気の供給を行おうとすることに伴うもの

二 次のいずれかに該当するもの以外のもの(前号に掲げるものを除く。)

イ 電圧の変更(昇圧に限る。)を伴うもの

ロ 配電用の電気工作物のこう長の増加を伴うもの

ハ 送電容量の増加を伴うもの

三 配電用の電気工作物の廃止その他の供給地点の減少を伴う変更

(氏名等の変更の届出) ※参考※

第四十五条の六 法第二十七条の十三第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項

げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の四の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(特定卸供給事業者の地位の承継の届出)

第四十五条の二十一の六 法第二十七条の三十二において準用する法第二条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の五の特定卸供給事業承継届出書を提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第四十五条の二十一の七 法第二十七条の三十二において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、様式第三十一の二十一の六の特定卸供給事業休止(廃止)届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

2 法第二十七条の三十二において準用する法第二十七条の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の七の解散届出書を提出しなければならない。

の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の七の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(発電事業者の地位の承継の届出) ※参考※

第四十五条の二十 法第二十七条の二十九において準用する法第二条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の十九の発電事業承継届出書を提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散) ※参考※

第四十五条の二十一 法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第三十一の二十の発電事業休止(廃止)届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

2 法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第二項の規定による発電事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の解散届出書を提出しなければならない。